

「統合型GISシステム構築業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「統合型GISシステム構築業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実施体制
- (2) 配置予定者（統括責任者）の業務実績
- (3) 当該業務に関する具体的な提案内容
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者が、過去5年間に、国、都道府県、政令市のいずれかにおける、同種の統合型GISのシステム構築業務又は運用業務の実績があるか。
- (2) 統括責任者となる予定の者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか。
- (3) 実施方針が明確であり、業務目的に合致し、現行システムの課題を改善する内容となっているか。
- (4) オープンデータとしての公開や公開データの一覧表示、検索等が行える仕組みや運用方法が具体的なものとなっているか。
- (5) 今後本市職員が利用する端末等が LGWAN 接続系領域からインターネット接続系領域へ移設することを想定し、移設後においても、庁内版システムを円滑に利用できるよう考慮し、その対応方法や経費等が具体的なものとなっているか。
- (6) 構築後に、庁内の他システムとの連携（地図機能の呼び出し、表示等）に対応できるよう、その対応や運用の方法が具体的なものとなっているか。
- (7) 本業務の目的を踏まえた上で、業務説明資料に記載する内容に加え、今後の本市の地理空間情報（GIS）データの有益な活用に向けた提案がなされているか。
- (8) 業務の適切な遂行が可能となるスケジュールが示されているか。
- (9) 取組意欲が感じられるか。
- (10) ワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めているか。

- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。ただし、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮するものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の集計及び報告
 - (3) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	政策局総務課長
副委員長	最高情報統括責任者補佐監
委員	政策局統計情報課長
委員	政策局政策課長
委員	財政局財政課新財務会計システム構築等担当課長
委員	南区区政推進課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を政策局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
 - 6 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 入札参加資格審査・指名業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和3年5月11日から施行する。

「統合型GISシステム構築業務委託」 に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

政策局政策部政策課では、現在、WebGISシステム「よこはまっぷ」を運用しています。

当該システムは、業務利用を目的として本市職員が庁内イントラネット内からのみ利用可能な「庁内版」と、インターネット経由で市民等が利用するための「公開版」の2つのシステムとして個別に運用していますが、構築から10年以上経過し、スマートフォン等での利用やセキュリティ対策などに対して十分に対応できていない状況にあります。

また、「庁内版」については、市民利用を前提に最小限の機能に限定した「公開版」システムをそのまま流用しているため、集計機能や面（エリア）データの利用に制限があるなど、業務でのデータ管理や分析等に利用するには、機能が不十分となっています。

さらに、データの利活用の推進に向けて、庁内におけるデータの共有や、他の業務システムとの連携を想定、考慮したり、また、市民等へのオープンデータの公開などにも対応していくことも必要となっています。

本業務は、これらの課題を改善し、市民の利便性・操作性の向上と、庁内におけるデータの共有・有効活用等による政策立案や業務支援のためのデータ活用環境の向上を目指して、最新のパッケージシステムを導入し、新たに統合型GISシステムを構築するものです。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

統合型GISシステム構築業務委託に関するプロポーザル

(2) 主催者

横浜市（政策局政策部政策課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者とします。

ア 令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）に登載されていること（事業所の所在地は不問）

イ 営業種目「316 コンピュータ業務」を1位とし、細目「A ソフトウェア開発・改修」及び細目「B システム運用・監視」を登録していること

ウ 過去5年間（平成28年度（4月1日始期）から令和2年度（4月1日始期））に国、都道府県、政令市のいずれかにおける、同種の統合型GISのシステム構築業務又は運用業務の実績を有すること

- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- オ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと
- カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと
- キ 銀行取引停止処分を受けていないこと
- ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認め たものを除く。）でないこと
- ケ 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていないこと

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

5 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「8 プロポーザルに係る審議」に示す「統合型 G I S システム構築業務委託プロポーザル評価委員会」で行います。

評価の着目点は、次のとおりです。

- ア 提案者が、過去 5 年間（平成 28 年度（4 月 1 日始期）から令和 2 年度（4 月 1 日始期））に国、都道府県、政令市のいずれかにおける、同種の統合型 G I S のシステム構築業務又は運用業務の実績があるか。
- イ 統括責任者となる予定の者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか。
- ウ 実施方針が明確であり、業務目的に合致し、現行システムの課題を改善する内容となっているか。
- エ オープンデータとしての公開や公開データの一覧表示、検索等が行える仕組みや運用方法が具体的なものとなっているか。
- オ 今後本市職員が利用する端末等が LGWAN 接続系領域からインターネット接続系領域へ移設することを想定し、移設後においても、庁内版システムを円滑に利用できるよう考慮し、その対応方法や経費等が具体的なものとなっているか。
- カ 構築後に、庁内の他システムとの連携（地図機能の呼び出し、表示等）に対応できるよう、その対応や運用の方法が具体的なものとなっているか。
- キ 本業務の目的を踏まえた上で、業務説明資料に記載する内容に加え、今後の本市の地理空間情報（G I S）データの有益な活用に向けた提案がなされているか。
- ク 業務の適切な遂行が可能となるスケジュールが示されているか。
- ケ 取組意欲が感じられるか。
- コ ワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めているか。

6 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実実施スケジュールは、別紙のとおりです。

7 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

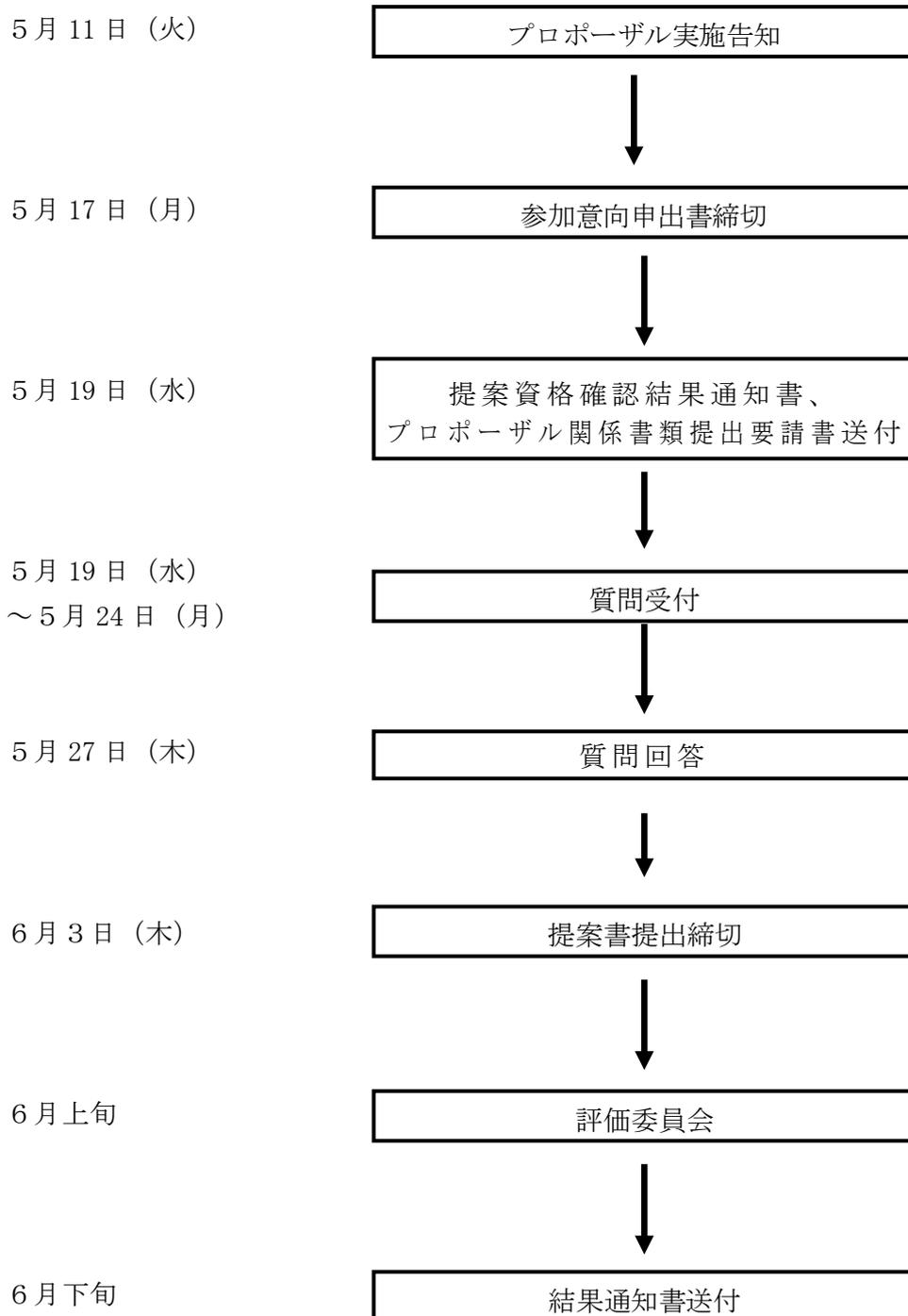
8 事務局

横浜市政策局政策部政策課 林、城戸

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-2028

プロポーザル実施スケジュール



「統合型GISシステム構築業務委託」に係る提案書作成要領

1 件名

統合型GISシステム構築業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

概算業務価格（上限）は10,560千円（税込）です。

なお、提案書提出時には、当該構築業務及び1年度あたりの保守運用業務に係る費用について、参考見積書を提出するものとします。

3 参加に係る手続き

本件において提案書の提出を希望する場合は、次により参加意向申出書（様式1）を提出してください。資格審査確認結果については、申出者全員に通知します。

(1) 参加意向申出書（様式1）の提出期限

令和3年5月17日（月）午後5時まで（必着）

- (2) 提出先 横浜市政策局政策部政策課 担当 林・城戸
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
電子メール：ss-gis@city.yokohama.jp
電話番号：045-671-2028

(3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール

（注意）・郵送、電子メールの場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
- ・持参の場合は、平日午前9時～正午と午後1時～5時に、政策局政策部政策課において、職員に手渡してください。
- ・郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録としてください。

(4) 提出書類

- | | |
|----------------|----|
| ア 参加意向申出書（様式1） | 1部 |
| イ 誓約書（別紙1） | 1部 |
| ウ 委託業務経歴書（別紙2） | 1部 |

(5) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書（様式1）を提出した者に対し、提案者の資格を満たすものであるかを確認し、その結果を提案資格確認結果通知書（様式2）により通知します。通知は、電子メールにより発送します。

なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式3）を送付します。

ア 通知日 令和3年5月19日（水）

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

4 質問書の提出

参加資格を有し提出要請書を受理した者（以下「参加予定者」という。）が、本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式4）を提出してください。質問内容及び回答については、全ての参加予定者に通知し、併せて本市ウェブサイトに掲載します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和3年5月24日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 横浜市政策局政策部政策課 担当 林・城戸
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
電話：045-671-2028
電子メール:ss-gis@city.yokohama.jp
- (3) 提出方法 持参又は電子メール
(注意) ・持参の場合は、平日午前9時～正午と午後1時～5時に、政策局政策部政策課において、職員に手渡してください。
・電子メールの場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。
・電話や口頭等による問い合わせには回答しません。
・質問書には、回答送付用の電子メールアドレスを必ず明記してください。
- (4) 回答日 令和3年5月27日（木）
- (5) 回答方法 電子メールにて通知し、併せて本市ウェブサイトに掲載します。

5 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（様式5～9）に基づき作成するものとします。
- (2) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。
 - ア 提案書（様式5）
 - イ 業務実施体制（様式6）
 - ウ 配置予定者（統括責任者）の業務実績（様式7）
業務実施体制（様式6）に記載した統括責任者について、本業務に生かせると考えられる業務の実績を記入してください。
 - エ 提案内容（様式8）
次にあげる項目について記載してください。提出する様式は、A4縦（片面）で、最大4頁とします。
 - ア) 実施方針について
本業務を確実に実施するための業務方針について、作業フロー・工程計画（スケジュール）、実施体制、その他特に重要と考えるポイントとその対応方法を提案してください。
また、本業務において構築するシステムを、オンプレミス方式、ASP方式のいずれとするかを明示し、選択しない方法との運用や費用面での比較などと共に、その理由を記載してください。
 - イ) 特定課題について
 - a 公開版システムのうち指定するレイヤー等のデータについて、オープンデータとして公開し、公開データの一覧表示、検索等が行える仕組みや方法、運用などについてのお考えを、提案するシステムを利用する場合の具体的なイメージ（方法）とあわせて記載してください。
 - b 今後本市職員が利用する端末等がLGWAN接続系領域からインターネット接続系領域へ移設することを想定し、移設後においても、庁内版システムを円滑に利用できるよう考慮し、どのような対応が考えられるか、提案するシステムを利用する場合の具体的な方法や経費などについてのお考えを記載してください。

- c 構築後に、庁内の他システムとの連携（地図機能の呼び出し、表示等）に対応できるようにするために、どのような対応や運用の方法があるかについて、提案するシステムを利用する場合の具体的なお考えを記載してください。
- d 本業務の目的を踏まえた上で、業務説明資料に記載する内容に加え、今後の本市の地理空間情報（GIS）データの有益な活用に向けたお考えがあれば、記載してください。

オ 提案書の開示に係る意向申出書（様式9）

(3) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ア 提案は、文章・図表・グラフ等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。
- イ 文字は注記等を除き原則として 11 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
- ウ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

(4) 提案書評価基準における「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」の状況を示す資料として、次のとおり有効期間内の資料を提出してください。

対 象	提出資料	部 数
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	2部
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	
次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）を取得している場合	「基準適合一般事業主認定通知書の写し」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）を取得している場合	「認定通知書の写し」	
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている場合	「認定通知書の写し」	
よこはまグッドバランス賞の認定を取得している場合	「認定通知書の写し」又は「認定証の写し」	

※上記の計画の策定や認定の取得が無い場合は、資料の提出は不要です。

6 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出部数 2部（正1部、複写用1部（複写用はステイプラー等で閉じないこと））
- イ 提出先 3(2)と同じ
- ウ 提出期限 令和3年6月3日（木）午後5時まで（必着）
- エ 提出方法 持参又は郵送
 - ・持参の場合は、平日午前9時～正午と午後1時～5時に、政策局政策部政策課において、職員に手渡してください。
 - ・郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

- イ 提案書（様式8）には、社名など提案者が判別される恐れのある記載をしないでください。
- ウ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがあります。
- エ 提出された書類は、返却しません。
- オ プロポーザルに記載した配置予定者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- カ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- キ 提案内容の変更は認められません。
- ク 提案書提出時には、当該構築業務及び1年度あたりの保守運用業務に係る費用について、参考見積書を提出するものとします。

7 プロポーザルに関するヒアリング

提案内容に関するヒアリングを実施する予定です。

なお、新型コロナウイルス感染症等の影響で、ヒアリングを実施しない場合もあります。

- (1) 実施日：令和3年6月上旬（予定）
日時・開催場所は参加資格確認後、別途お知らせします。
- (2) 出席者：3名以下（原則として統括責任者及び担当者の出席をお願いします。）
- (3) 所要時間：説明時間として1者約15分程度を想定しています。別途質疑応答を行います。
- (4) 内容
 - ア 提案書に記載した内容について、説明していただきます。説明は、提出した提案書のみを使用してください。
 - イ プレゼンテーションは、公正を期すために、企業名等は伏せて行います。
 - ウ プレゼンテーションを行う方は、本業務に直接携わる予定の方としてください。

8 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

提案書の評価は、「提案書評価基準」のとおりです。

名 称	政策局第2入札参加資格審査 ・指名業者選定委員会	統合型GISシステム構築業務委託 プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザル方式の実施及び受託候補者の特定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委 員	総務部長 総務課長 制度企画課長 政策課長（又は政策課担当課長） 劇場計画課長 男女共同参画推進課長 報道担当課長 共創推進課長 大学調整課長 基地対策課長（又は基地対策課担当課長）	政策局 総務課長 統計情報課長 政策課長 最高情報統括責任者補佐監 財政局 財政課新財務会計システム構築等 担当課長 南区 区政推進課長

9 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を結果通知書（様式10）により通知します。

10 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

11 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、本市各区局の入札参加資格審査・指名業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した者とは、後日、本要領及び特定されたプロポーザル等の内容に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、委託条件、仕様等は、契約段階において修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

12 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

13 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
業務委託契約の締結にあたり契約書の作成を要します。

(様式1)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：統合型GISシステム構築業務委託

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
電子メール

横浜市契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

誓 約 書

下記の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- ア 令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）に登載されていること（事業所の所在地は不問）
- イ 営業種目「316 コンピュータ業務」を1位とし、細目「A ソフトウェア開発・改修」及び細目「B システム運用・監視」を登録していること
- ウ 過去5年間（平成28年度（4月1日始期）から令和2年度（4月1日始期））に国、都道府県、政令市のいずれかにおける、同種の統合型GISのシステム構築業務又は運用業務の実績を有すること
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- オ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと
- カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと
- キ 銀行取引停止処分を受けていないこと
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと
- ケ 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていないこと

以上

委 託 業 務 経 歴 書

横浜市契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

件名：統合型GISシステム構築業務委託

過去5年間（平成28年度（4月1日始期）から令和2年度（4月1日始期））に、国、都道府県、政令市のいずれかにおける、同種の統合型GISのシステム構築業務又は運用業務について、次のとおり委託業務経歴があります。

注 文 者	受 注 区 分	件 名	業 務 内 容	契 約 金 額 (千円)	履 行 期 間
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで

(注意)

- 1 下請業務等については、注文者欄に元請者を記載し、その下に発注者を（ ）で記載してください。
その場合、件名及び業務内容は、下請業務について記載してください。
- 2 実績を確認できるように契約書（業務件名と契約実態が確認できる部分のみ）及び仕様書（業務内容が確認できる部分のみ）等を添付してください。

(様式2)

令和 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

提案資格確認結果通知書

次の件について、提案資格確認結果を通知します。

件名：統合型GISシステム構築業務委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日までに政策局政策部政策課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 政策局政策部政策課

担当 林・城戸

電話 045-671-2028

FAX 045-663-4613

電子メール ss-gis@city.yokohama.jp

(様式3)

令和 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。
提案書の作成にあたっては、添付の業務説明資料、提案書作成要領、提案書評価基準等をご確認ください。

件名：統合型GISシステム構築業務委託

提出書類

- 1 提案書（提出期限 令和3年6月3日）
- 2 質問書（提出期限 令和3年5月24日）*質問がある場合のみ

連絡担当者

所属 政策局政策部政策課

担当 林・城戸

電話 045-671-2028

FAX 045-663-4613

電子メール ss-gis@city.yokohama.jp

(様式5)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：統合型GISシステム構築業務委託

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
電子メール

(様式6)

業務実施体制

本業務における役割	予定技術者名 (所属・役職)	担当する分担業務の内容
統括責任者		
担当者	1)	
	2)	
	3)	
	4)	
	5)	
	6)	

注： 所属・役職については、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等についても記載してください。

(様式7)

配置予定者（統括責任者）の業務実績

(枚目中 枚目)

氏名		
本業務に生かすことのできる過去の実績		
業務名称		
発注者 名称 (部署名) 所在地		
実施時期		
業務概要		
技術(業務) 的特徴		

注1：実績が複数ある場合には、それぞれの業務ごとに作成してください。また、実績を確認できるように契約書（業務件名と契約実態が確認できる部分のみ）及び仕様書（業務内容が確認できる部分のみ）等を添付してください。

(様式 8)

提案内容

(枚目中 枚目)

Blank area for proposal content.

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

提案書の開示に係る意向申出書

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて次のとおり意向を申し出ます。

件名：統合型GISシステム構築業務委託

1. 提案書の開示を承諾します。

上記の件について、

2. 提案書の非開示を希望します。

理由：

※本申出書は提案書の内容を非開示とすることを確約するものではありません。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

電子メール

(様式 10)

令和 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：統合型GISシステム構築業務委託

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日までに政策局政策部政策課
へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 政策局政策部政策課

担当 林・城戸

電話 045-671-2028

FAX 045-663-4613

電子メール ss-gis@city.yokohama.jp

「統合型GISシステム構築業務委託」に関するプロポーザルに係る提案書評価基準

表1の評価項目及び重みづけのもと、評価を行います。

各評価項目の評価の視点は表2のとおりとします。

採点が同点の場合は、評価事項のうち、提案内容の評価点の合計点数で再評価を行い、受託候補者を特定します。

表1 基本的評価事項

評価項目 (配点)	評価の着目点		評点 (評価)	倍率	配点
業務実績・ 実施能力 (20点)	提案者	過去5年間に、国、都道府県、政令市のいずれかにおける、同種の統合型GISのシステム構築業務又は運用業務の実績があるか	5～1 (A～E)	×2	10
	統括責任者	統括責任者となる予定の者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか	5～1 (A～E)	×2	10
提案内容 (100点)	実施方針・基本的な認識	実施方針が明確であり、業務目的に合致し、現行システムの課題を改善する内容となっているか	5～1 (A～E)	×3	15
	特定課題	オープンデータとしての公開や公開データの一覧表示、検索等が行える仕組みや運用方法が具体的なものとなっているか	5～1 (A～E)	×4	20
		今後本市職員が利用する端末等が LGWAN 接続系領域からインターネット接続系領域へ移設することを想定し、移設後においても、庁内版システムを円滑に利用できるよう考慮し、その対応方法や経費等が具体的なものとなっているか	5～1 (A～E)	×4	20
		構築後に、庁内の他システムとの連携（地図機能の呼び出し、表示等）に対応できるよう、その対応や運用の方法が具体的なものとなっているか	5～1 (A～E)	×4	20
		本業務の目的を踏まえた上で、業務説明資料に記載する内容に加え、今後の本市の地理空間情報（GIS）データの有益な活用に向けた提案がなされているか	5～1 (A～E)	×2	10
		業務の適切な遂行が可能となるスケジュールが示されているか	5～1 (A～E)	×1	5
		取組意欲が感じられるか	5～1 (A～E)	×2	10
ワーク・ライフ・ バランスに関する 取組 (6点)	次の項目について1つ満たすごとに1点加算 <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算） <input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員301人未満の場合のみ加算） <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得 <input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得 <input type="checkbox"/> 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得 <input type="checkbox"/> よこはまグッドバランス賞の認定の取得		6～0 (—)	×1	6
配点合計					126

- (1) 「業務実績・実施能力」及び「提案内容」の評価については、A、B、C、D、Eの5段階評価を行い、次のように点数化をした上で項目ごとの倍率を乗じ評価点を算出する。

評価	A	B	C	D	E
評点	5点	4点	3点	2点	1点

- (2) ワーク・ライフ・バランスに関する取組の評価については、表1の「評価の着目点」に記載した項目について1つ満たすごとに1点を加算する。
- (3) 「業務実績・実施能力」および「提案内容」においてE評価のある者は原則として選定しない。

表2 評価の視点

評価項目	評価の着目点		評価				
			A	B	C	D	E
業務実績 ・ 実施能力	提案者	過去5年間に、国、都道府県、政令市のいずれかにおける、同種の統合型GISのシステム構築業務又は運用業務の実績があるか	複数の実績がある		実績がある		実績がない
	統括責任者	統括責任者となる予定の者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか	複数の実績がある		実績がある		実績がない
提案内容	実施方針・基本的な認識	実施方針が明確であり、業務目的に合致し、現行システムの課題を改善する内容となっているか	目的や課題に対する十分な理解に基づいた確定的な提案である	目的や課題に対する理解に基づいた確定的な提案である	どちらともいえない	目的や課題に対する理解がやや乏しい提案である	目的や課題に対する理解が乏しい提案である
	特定課題	オープンデータとしての公開や公開データの一覧表示、検索等が行える仕組みや運用方法が具体的なものとなっているか	対応するための仕組みや運用方法が具体的にしている	対応するための仕組みや運用方法が具体的にしている	どちらともいえない	対応するための仕組みや運用方法が具体性に乏しい	対応するための仕組みや運用方法が不十分である
		今後本市職員が利用する端末等がLWAN接続系領域からインターネット接続系領域へ移設することを想定し、移設後においても、庁内版システムを円滑に利用できるよう考慮し、その対応方法や経費等が具体的なものとなっているか	今後への対応を十分に考慮し、対応方法等が、現実的で具体性のある提案となっている	今後への対応を考慮し、対応方法等が、具体性のある提案となっている	どちらともいえない	今後への対応を考慮しているが、対応方法等が、具体性に乏しい	今後への対応が考慮されていない
		構築後に、庁内の他システムとの連携（地図機能の呼び出し、表示等）に対応できるよう、その対応や運用の方法が具体的なものとなっているか	今後への対応を十分に考慮し、対応方法等が、現実的で具体性のある提案となっている	今後への対応を考慮し、対応方法等が、具体性のある提案となっている	どちらともいえない	今後への対応を考慮しているが、対応方法等が、具体性に乏しい	今後への対応が考慮されていない
		本業務の目的を踏まえた上で、業務説明資料に記載する内容に加え、今後の本市の地理空間情報（GIS）データの有益な活用に向けた提案がなされているか	優れて有益な提案がなされている	有益な提案がなされている	どちらともいえない	有益な内容がやや乏しい提案である	有益な内容が乏しい提案である
	業務の適切な遂行が可能となるスケジュールが示されているか	十分適切なものとなっている	適切なものとなっている	どちらともいえない	あまり適切なものとなっていない	適切なものとなっていない	
	取組意欲が感じられるか	強い意欲が認められる	意欲が認められる	どちらともいえない	意欲がやや認められない	意欲が認められない	
ワーク・ライフ・バランスに関する取組	表1の「評価の着目点」に記載した項目について1つ満たすごとに1点を加算する。						

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

統合型GISシステム構築業務委託

2 履行期限

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 履行（納品）場所

横浜市政策局及び受託事業者事務室内（データセンター等を含む）

4 業務の目的

現在、政策局政策部政策課では、WebGISシステム「よこはまっぷ」を運用している。当該システムは、業務利用を目的として本市職員が庁内イントラネット内からのみ利用可能な「庁内版」と、インターネット経由で市民等が利用するための「公開版」の2つのシステムとして個別に運用しているが、構築から10年以上経過し、スマートフォン等での利用やセキュリティ対策などに対して十分に対応できていない状況である。

また、「庁内版」については、市民利用を前提に最小限の機能に限定した「公開版」システムをそのまま流用しているため、集計機能や面（エリア）データの利用に制限があるなど、業務でのデータ管理や分析等に利用するには、機能が不十分となっている。

さらに、データの利活用の推進に向けて、庁内におけるデータの共有や、他の業務システムとの連携を想定、考慮したり、また、市民等へのオープンデータの公開などにも対応していくことも必要となっている。

そこで、これらの課題を改善し、市民の利便性・操作性の向上と、庁内におけるデータの共有・有効活用等による政策立案や業務支援のためのデータ活用環境の向上を目指し、最新のパッケージシステムを導入し、新たに統合型GISシステムを構築する。

5 業務の方針

開発するシステムは、基本的にWEB方式にて動作するシステムとする。

開発にあたっては、パッケージシステムを基本とし、機能拡張性や保守性の高いシステムとすること。

システムは、次の2つのシステムにより構成する。

ア 庁内版システム

本市の業務における利用のため、本市クライアントPCからのみアクセス可能とする。

イ 公開版システム

市民等が、インターネットを通じてPC及びスマートフォン・タブレットで利用する。

なお、システムの稼働予定日は、令和4年3月1日とする。

6 業務内容

業務の内容は以下のとおりとする。詳細については、別紙「統合型GISシステム構築業務委託仕様書」を確認すること。

(1) 統合型GISの構築・運用

業務の目的、方針を踏まえ、本市職員が利用し市民等からの利用を制限する「庁内版システム」と、市民による閲覧等の利用のための「公開版システム」とが、背景となる案内図やレイヤーデータ等を共有、連携する統合型GISを構築し、稼働後に保守運用を行う。

(2) 現行システムのデータ移行

現在運用しているWebGISシステム「よこはまっぷ」庁内版及び公開版に掲載しているデータのうち指定するデータについて移行処理を行う。

(3) 操作マニュアル等の整備、操作研修の実施

操作マニュアル等の整備及び職員への操作研修を行う。

7 成果品

(1) プログラム、実行モジュール、案内地図、レイヤーデータ等 一式

(2) 要件定義書、設計書、テスト仕様書、移行仕様書等開発に必要なドキュメント類（製本版、電子媒体） 各1部

(3) 履行計画書、プロジェクト管理報告書等業務の履行管理に関するドキュメント類（製本版、電子媒体） 各1部

(4) 操作マニュアル、研修用テキスト等システム利用に際し必要となるドキュメント類（製本版、電子媒体） 各1部

(5) その他、業務の過程で委託者が必要と認めるもの

8 その他

(1) 本市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合がある。

(2) 本業務の作業拠点は日本国内に設置し、委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者（専任である必要はない）と本市担当者が密に連絡の取れる体制とすること。

(3) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に係わらず、委託者と協議の上、計画を行うこととする。

(4) 本業務の契約の履行過程で生じた著作権法第21条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権及びノウハウ（営業秘密）は本市に帰属するものとする。ただし、開発にパッケージなどのソフトウェアを使用した場合、当該パッケージ部分についてはこの限りではない。

(5) 本市の要求に応じて、他システムとの連携に必要な部分のプログラムのソースコード、データベース定義等の情報を開示すること。

(6) 業務の全部を再委託することはできない。

(7) 本業務に関して、委託期間中に打合せ等で必要となる資機材等は受託者が準備すること。